瑞宝単光章を授けられる（以上八月十七日）
井上正秀（佐藤秀雄）　芝崎正之
瑞宝小綬章を授けられる（各通）
相田盛二（池田順一）　佐々木一養
瑞宝双光章を授けられる（各通）
柴康三（藤田紀彦）　柳井一彦
瑞宝単光章を授けられる（以上八月十八日）
鎌田俊平（小林啓二）　鈴木静雄
高橋勝成（藤生武雄）　宗田信男
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十八日）
齋藤健壽（土谷貞吉）　薙野修
服部守（保谷繁利）　鍋文雄
村山健一　吉田公勇　戸田金次郎　佐々木稔　井上清壽　梶山胡蝶
瑞宝双光章を授けられる（各通）
西川玉嶋光雄　和男　福岡露木柳喜久夫
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十九日）
赤沼克也
瑞宝小綬章を授けられる
江川文愼　佐藤光雄　山本啓司　畑矢
瑞宝双光章を授けられる（各通）
石川芳二　佐々木辰人　西田忠勇
瑞宝単光章を授けられる（以上八月二十日）
栃尾明利
瑞宝双光章を授けられる（各通）（八月二十一日）
奥村敏紀　川上茂
瑞宝小綬章を授けられる
長谷川國夫
瑞宝双光章を授けられる（各通）
（岐阜大学名誉教授）　小林浩二
瑞宝単光章を授けられる（以上八月二十二日）
（千葉大学名誉教授）　日野亨
瑞宝中綬章を授けられる（各通）
横山貞夫
瑞宝双光章を授けられる（以上八月二十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二十一日アルメニア国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二十一日マルタ国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山形県最低賃金（昭和55年山形労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 24 日

山形労働局長　須永　敏良

第４号中「１時間647円」を「１時間654円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 24 日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間685円」を「１時間691円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 24 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間647円」を「１時間654円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 24 年９月 24 日

長崎労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間646円」を「１時間653円」に改める。

国家試験

平成 24 年度特定侵害訴訟代理業務試験委員の公告

平成24年度特定侵害訴訟代理業務試験委員を次のとおり公告する。

平成 24 年９月 24 日

工業所有権審議会会長　野間口　有

委　員	担　当
髙橋　隆二	事例問題１　特定侵害訴訟代理業務試験部会長
飯田　圭	事例問題１
北原　潤一	事例問題１
櫻林　正己	事例問題１
冨永　博之	事例問題１
深井　俊至	事例問題１
村田　真一	事例問題１
三山　峻司	事例問題２
岩坪　哲	事例問題２
小泉　妙子	事例問題２
平野　惠稔	事例問題２
福田あやこ	事例問題２
町田　健一	事例問題２
松葉　栄治	事例問題２
大須賀　滋	総括
真田　有	総括

資　料

機械受注統計調査報告（平成 24 年７月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機械分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成23年７～９月	10～12月	平成24年１～３月	４～６月	平成24年４月	５　月	６　月	７　月
受注総額	59,045	62,834	67,292	58,815	21,201	18,137	19,477	18,972
	（ －4.5）	（ 6.4）	（ 7.1）	（ －12.6）	（ －4.0）	（ －14.5）	（ 7.4）	（ －2.6）
	〔 －2.5〕	〔 1.4〕	〔 3.2〕	〔 －4.0〕	〔 7.5〕	〔 －6.8〕	〔 －10.9〕	〔 2.6〕
民需	27,423	27,404	26,253	26,542	10,003	7,901	8,637	9,009
	（ －1.2）	（ －0.1）	（ －4.2）	（ 1.1）	（ 16.4）	（ －21.0）	（ 9.3）	（ 4.3）
	〔 3.6〕	〔 －0.3〕	〔 －1.8〕	〔 －5.8〕	〔 18.4〕	〔 －10.6〕	〔 －18.1〕	〔 1.9〕